

# 信書便制度説明会を金沢で開催

総務省北陸総合通信局（局長 吉武 久）は、平成28年10月5日（水）、金沢市内で「信書便制度説明会」を開催しました。

本説明会は、地方自治体や信書便の利用が見込まれる企業等（利用者向け）と既存の信書便事業者や信書便事業への参入が見込まれる事業者等（事業者向け）を対象に、信書便制度等をより一層理解していただくための周知活動の一環として毎年開催しているもので、利用者向けに13名、事業者向けに6名の計19名の参加がありました。

説明会では、赤瀬信書便監理官から、利用者向けに「信書とは何か?」「信書便事業の現状とサービス（利用）事例等」について「知っておきたい信書のルール」の動画を交えて説明しました。また、事業者向けでは、最近改正された信書便法の改正概要（別紙）を中心に詳細な解説をしました。

今回の説明会についてのアンケートでは、「信書の定義を含む信書便制度について詳しく知りたい」（利用者）、「信書便サービスの利用例を知りたい」（利用者）「自治体の信書便委託や巡回・定期集配サービスの詳細を知りたい」（事業者）などの回答がありました。

北陸総合通信局では、来年2月に福井市で同様の信書便制度説明会の開催を予定しています。今回のアンケートを参考に、よりよい説明会の実施に向け取り組むとともに、今後も、信書便制度の周知に努めてまいります。



<利用者向け>



<事業者向け>

## 特定信書便役務の範囲の拡大

特定信書便役務における取り扱うことのできる信書便のサイズ及び料金の額の範囲拡大

### ①大型信書便サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



例:本庁・支庁間の巡回便

➡ **大きさの基準を3辺計73cm超まで緩和**

### ②急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



例:バイク便等の急送便

### ③高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)を超えるもの



例:配達記録、電報類似サービス

➡ **料金の基準を1通800円超まで緩和**

## 信書便約款の認可手続の簡素化(標準約款制度の導入)

特定信書便事業者が総務大臣が定めて公示した標準信書便約款を定めたときは、総務大臣による認可手続を省略

## 信書便事業における再委託に係る運用(訓令)の見直し

委託業務の適正な運営が損なわれることがない程度において再委託を一律禁止している運用(訓令)を見直し